

東北電力株式会社東通原子力発電所原子炉施設

保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2105181 号

令和 3 年 5 月 1 8 日

原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、2021年2月19日付け東北電原運第52号をもって、東北電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された東通原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 組織整備に伴う組織名称の変更

組織整備に伴い、以下に示す保安に関する組織の名称を変更することから、関連する保安規定条文である第4条、第5条、第96条及び第97条を変更する。

- ・原子力技術訓練センター所長の名称を原子力人財育成課長に変更
- ・警備課長の名称を核物質防護課長に変更

III. 審査の内容

1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

(1) 組織整備に伴う職務内容の変更内容が、申請者から令和2年4月1日付けで提出された東通原子力発電所原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出書に記載された発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していること。

2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、ここで用いる項及び号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条第1項各号を表している。

(1) 第1項第3号（発電用原子炉施設の運転及び管理を行うものの職務及び組織）関係
第1項第3号について、審査基準は、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第1項第3号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 組織の名称を原子力技術訓練センターから原子力人財育成課に変更するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容（教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務）に変更はないこと。
- ② 組織の名称を警備課から核物質防護課に変更するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容（保全区域及び周辺監視区域の管理に関する業務）に変更はないこと。